

平成30年度税制改正・予算に係る トラック運送業界からの最重点要望事項

平成29年7月10日



1. 働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の創設・拡充

本年3月、「働き方改革実行計画」が取りまとめられ、自動車運転業務の時間外労働について、年720時間以内とする一般則が適用される5年後に、年960時間以内とする上限規制が適用されることとなった。政府では、取引条件改善などの取組を推進する一環として、商慣習の見直しや取引条件の適正化を一層強力に推進することとされたことを踏まえ、働き方改革に対応し、長時間労働抑制がさらに促進されるよう、中小企業に対する労働時間の短縮を支援する助成金の創設・拡充やトラック予約受付システムの導入、荷役作業の機械化など諸対策に係る補助・助成の充実を図りたい。

2. 高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の継続

トラック輸送にとって、高速道路の利用は、輸送時間の短縮及び定時性の確保等生産性の向上やドライバーの拘束時間短縮等労務負担の軽減、一般道における交通事故の削減や環境改善に大きな効果をもたらすため、今後も積極的に高速道路の利用促進を図りたいと考えており、また地方創生を推進する観点からも地方と大都市圏とを効率的につないでいる高速道路の利用は不可欠である。

高速道路料金における大口・多頻度割引の最大割引率50%の措置は、ETC2.0搭載車を対象として平成30年3月末までとなっているが、トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を将来的にも維持し続けるため、この最大割引率を継続されたい。

3. 高速道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現

トラック運送事業者がより高速道路を活用できるよう、以下の施策を実施されたい。

- (1) 全国の高速道路ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消
- (2) 安全対策の推進(暫定2車線区間の4車線化、ワイヤロープの設置等)
- (3) 渋滞対策の推進(ピンポイント渋滞対策、主要幹線道路の整備等)
- (4) 自動運転や隊列走行の実現、ダブル連結トラックの導入推進など物流効率化のための取組推進(技術開発の促進や新東名の六車線化等)
- (5) その他の施策
 - ① ETC2.0によるサービスの拡充
 - ② SA・PA、道の駅における駐車スペースの整備・拡充や路外施設と連携した休憩施設の確保、スマートIC事業の活用

4. 自動車関係諸税の軽減

・軽油引取税は、一般財源化により、本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、「税負担の公平」の原則に著しく反していることから、少なくとも旧暫定税率相当分を廃止されたい。

・また、トラックには過重な自動車関係諸税が課せられていることから、自動車税の引下げ、自動車重量税及び自動車取得税に係るASV(先進安全自動車)特例措置の延長・拡充など自動車関係諸税の軽減を図られたい。